皇室事項

宮内庁

平成二十年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一　平成二十九年一月十三日
　平成二十年歌会始のお題
「語」と定められました。

（注）お題は「語」ですが、歌に詠む場合は「語」の文字が詠み込まれていればよく、「語感」、「物語」のような熟語にしても、また、「語る」、「語らう」のように訓読しても差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領
（一）詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
（二）書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。
　無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。
　なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
（三）用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。
（四）病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
　ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項
次の場合には、詠進歌は失格となります。
（一）お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
（二）一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
（三）詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
（四）詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
（五）二（四）に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
（六）住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間
お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

五　書式
郵便のあて先
「〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。
　また、宮内庁ホームページ（http://www.kunaicho.go.jp）を御参照ください。

（注）個人情報の取扱いについて
・利用目的　二（二）で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。
・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

（横書き）

（図　長）

お題　「語」

、、、、、、、、、、、、、、、

（山折り）

〒　住　所
　　電話番号
　　氏（ふりがな）名
　　生年月日
　　性　別
　　職　業

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十九年一月十三日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年二月十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　福田　裕志
　生年月日　昭和四十六年一月三十日生
　旅券申請上の住所　東京都新宿区
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＲ五八七四九五〇
　発行年月日　平成二十八年四月五日
　旅券名義人　福田　裕志
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十八年十一月二十五日、東京簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十八年十二月十五日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

関東地方整備局公示

荒川水系荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成29年１月13日
関東地方整備局長　大西　亘

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小屋１棟、倉庫１棟、その他放置物（国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所小名木川出張所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　東京都葛飾区西新小岩三丁目地先
(2)　当該工作物を除却した日　平成28年11月１日及び平成28年11月22日
３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成28年11月１日及び平成28年11月22日
(2)　保管の場所　東京都葛飾区小菅一丁目地先国土交通省綾瀬排水機場地内
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所小名木川出張所に申し出ること。
５　問い合わせ先　東京都江東区大島８―33―26国土交通省関東地方整備局　荒川下流河川事務所小名木川出張所　電話03―3681―6131

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年１月13日
関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	16号	横浜市保土ケ谷区上星川二丁目601番１から同区東川島町19番24までの上下線
一般国道	16号	横浜市保土ケ谷区東川島町19番24から同区東川島町18番21までの上り線